

公共下水道受益者負担金とは？

●問い合わせ／業務係

公共下水道事業は、厚岸湾・湖、河川などの水質保全や皆さんの快適な生活環境を維持するために行っています。

下水道が整備されることにより、生活環境が改善され、土地の資産価値が上昇します。

下水道が整備されている土地を所有している人には、土地や建物の面積に応じて受益者負担金として、下水道の整備費を一部負担していただく必要があります。

負担金の算定方法

負担金は、土地の面積1平方メートル当たりに330円を乗じて算出します。

トイレの水洗化や排水接続の有無にかかわらず納めていただく必要がありますが、徴収の猶予や減免制度がありますので、お気軽にご相談ください。



負担金を納める人を申告してください

新たに対象となる皆さんには、あらかじめ『公共下水道事業受益者申告書』を町から送付しますので、受益者を期限までに必ず申告してください。

また、申告後、受益者の変更があった場合は届け出が必要です。

負担金は5年に分けて納入します

受益者負担金は5年に分けて、さらに1年を4期に分割し、合計20回で納入していただきます。

また、全額を一括して納入することもできます。

6月下旬までに送付する『納入通知書』により、各納期までに町指定の金融機関などで納めてください。

また、口座振替もできますので、ご利用ください。

多面的機能支払事業の概要

●問い合わせ／農政係

農業や農村には、国土の保全・水源のかん養・良好な景観形成といった多面的機能があり、その恩恵は広く地域住民が受けているところですが、近年では、農村の過疎化や高齢化から農業と農村の有する多面的機能の維持が難しくなってきています。

そこで、農業と農村の有する多面的機能を維持する活動に対して交付金（国が2分の1、道と町がそれぞれ4分の1を負担）を支払うことにより、多面的機能の維持・向上を図るために国が制度化した『多面的機能支払事業』が平成26年度から実施されています。

令和6年度の事業概要は下記のとおりです。

組織名	釧路太田広域保全活動組織
代表者名	運営委員会委員長 斎藤 泰広
参加者数	93戸(法人・団体含む)うち町内参加者数：91戸
対象農用地面積	6,145.6ha(厚岸町：5,990.3ha、釧路町：155.3ha)
交付金額	13,520千円(厚岸町：13,178千円、釧路町：342千円)
主な活動内容	①農道の路肩の草刈り ②農道の清掃 ③農地への融雪剤散布 ④鳥獣害対策のための獣友会への委託(鹿駆除)

